

固定資産の減価償却

—— 継続性の変更について ——

柴山 正

Depreciation of Fixed Assets

—— A Study of Changes in Consistency ——

Tadashi SHIBAYAMA

I. 序

固定資産は、ゴーイング・コンサーンたる会社が、営業活動のため、長期間に渡って使用・利用し、販売を目的としない資産である。

土地を除く有形・無形の固定資産の取得原価をその使用・利用年度に割り当てて費用化する手続きを減価償却という。この減価償却の手続きは、毎期の損益計算に影響を与えるので、利害関係者に真実な会計報告を示すものでなければならない。なぜなら相対的な真実を明瞭にすると、応々にして利益操作にもなり兼ねないからである。

会社と減価償却資産の関係には、①購入資金の回収、②償却資産の現在価値の把握、③費用配分、④自己金融などがある。

国税庁の法人企業の実態（平成3年分）によると、わが国の全会社の1年間の減価償却費は、約37兆円といわれる。実に今年度の国家予算の50%に当たる。これは資本調達の源泉すなわち自己金融を物語っている。

この自己金融の一翼である減価償却と利益操作の関係について考察する。

II. 固定資産の意義

固定資産とは、簿記会計上、会社が営業活動を行う手段として、「長期的に所有する資産・長期利殖のために所有する資産・他企業の支配統制を目的とする資産」で、「販売を目的としない資産」である。

沼田嘉穂は、固定資産を3つの観点から限定できるとして、①使用資産としての職能的限定、②資本の見返資産としての財産的限定、③費用計算としての計算的限定を挙げている。そして、この3つの限定に当てはまるものは、全て固定資産であるが、この限定に当てはまらないものは、固定資産か棚卸資産にするとしている¹⁾。

税法では、原則として、取得原価が20万円以上で、耐用年数1年以上の償却資産を固定資産と費用の境界線としている²⁾。

III. 固定資産の内容

企業会計原則によると、「固定資産の内容は、有形固定資産、無形固定資産及び投資その他の資産に区分しなければならない。

建物、構築物、機械装置、船舶、車両運搬具、工具器具備品、土地、建設仮勘定等は、有形固定資産に属するものとする。

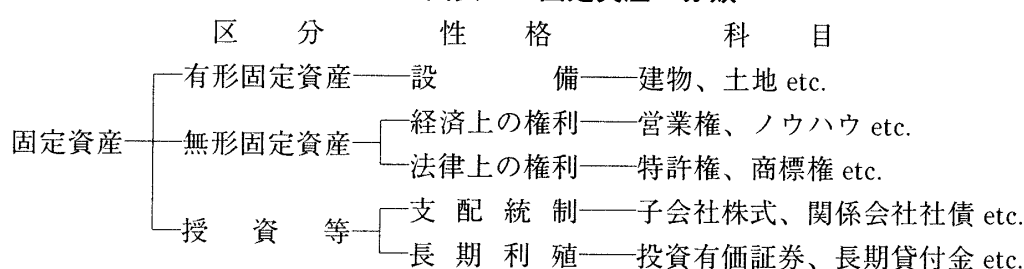
営業権、特許権、地上権、商標権等は、無形固定資産に属するものとする。

子会社株式その他の流動資産に属さない有価証券、出資金、長期貸付金並びに有形固定資産、無形固定資産及び繰延資産に属するもの以外の長期資産は、投資その他の資産に属するものとする。

有形固定資産に対する減価償却累計額は、原則として、その資産が属する科目ごとに取得原価から控除する形式で記載する。

無形固定資産については、減価償却額を控除した未償却残高を記載する³⁾」

図表1 固定資産の分類

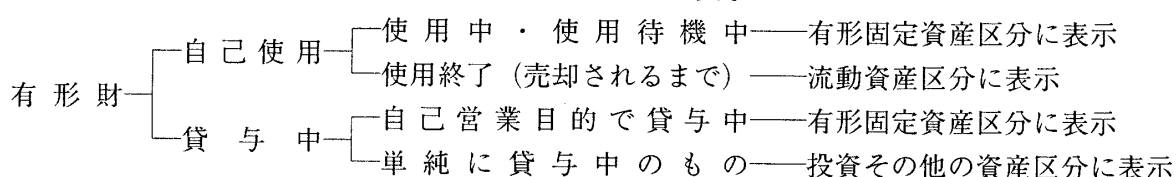


以下、この費用性資産⁴⁾のうち、有形固定資産と減価償却の関係について述べる。

1. 有形固定資産

有形固定資産とは、営業活動のために、長期に渡って使用する目的で所有される具体的な形態を有する費用性の資産である。

図表2 有形財の区分表示



出典：嶋村剛雄「会計原則学習ハンドブック」中央経済社 平成5年 p.234

財務諸表等規則第22条は、企業会計原則より詳しく有形固定資産の範囲を、次のように規定している。

- (1) 建物及び暖房・照明、通風等の付属設備
- (2) 構築物（ドック、橋、岸壁、さん橋、軌道、貯水池、坑道、煙突その他土地に定着する土木設備又は工作物をいう）
- (3) 機械及び装置並びにコンベアー、ホイスト、起重機等の搬送設備その他の付属設備
- (4) 船舶及び水上運搬具
- (5) 鉄道車両、自動車その他の陸上運搬具
- (6) 工具、器具及び備品、ただし耐用年数1年以上のものに限る。
- (7) 土地

固定資産の減価償却

(8) 建設仮勘定

(9) その他の有形資産で流動資産又は投資

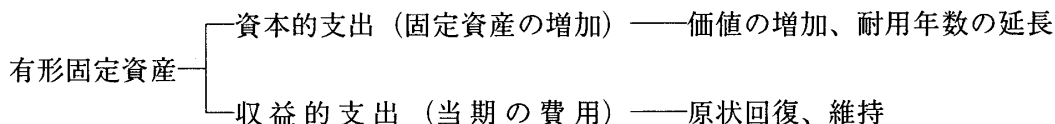
有形資産は、非償却資産を除いて、使用する過程で、物質的にも経済的にも価値が徐々に費用に転化していき、耐用年数とともにやがて処分される。

商法第34条2によると、有形固定資産の取得原価は、「その取得原価又は製作価格を附し毎年一回一定の時期、会社に在りては毎決算期に相当の償却を為し、予測すること能はざる減損が生じたるときは相当の減額を為すことを要す」と規定している。

2. 資本的支払と収益的支出

有形固定資産について生ずる支払のうち、その資産の価値を増大させたり、耐用年数の延長をもたらす改良費は、取得原価に含まれる。これが資本的支出⁵⁾である。これに対し有形固定資産の原状回復のために定期的に行われる支出を収益的支出⁶⁾という。

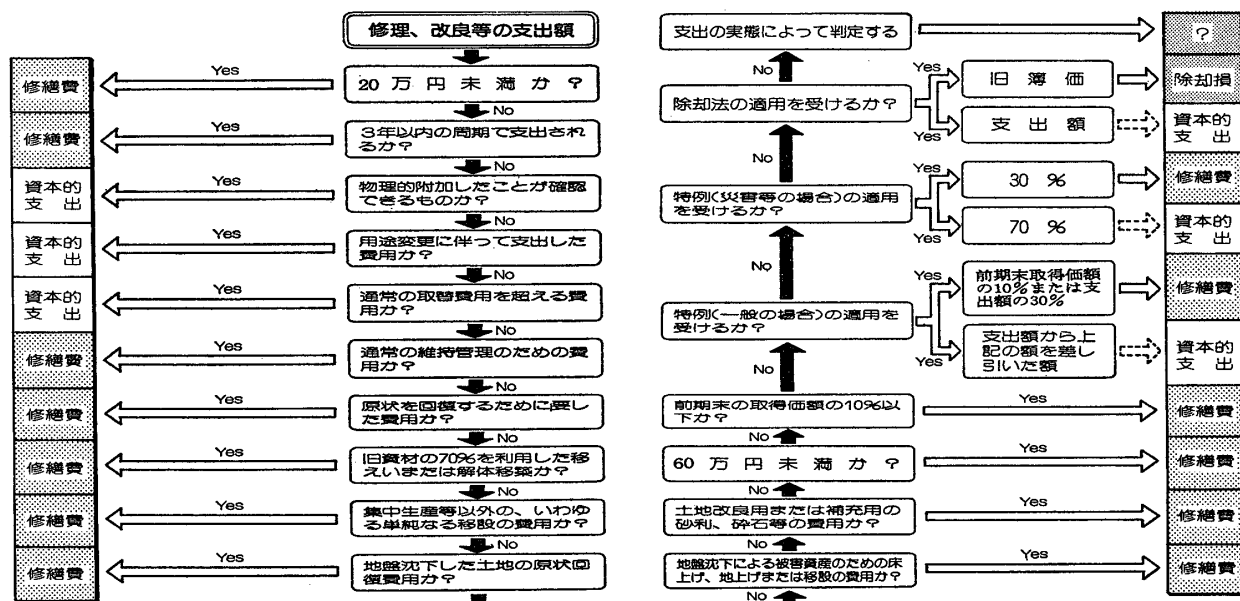
図表3 資本的支出と収益的支出



資本的支出と収益的支出の区別は、資産評価や損益計算の際、きわめて重要である。なぜなら資産の過大評価（費用の縮小）や資産の過小評価（費用の過大）をもたらすからである。しかし、この両者の区分は困難である。なぜなら改良は、修繕・維持を伴うことが多く当期の費用分が混在している場合が多いからである。また修繕することによって耐用年数の延長も考えられる。

資本的支出と収益的支出（修繕費）の区分基準は、次のとおりである。

図表4 資本的支出と修繕費の区分基準の適用順序



出典：河手博「減価償却の知識と実務」日本実業出版社 1994年 pp.208～9

Ⅳ. 減価償却

1. 減価償却の意義

固定資産には、有形固定資産、無形固定資産、投資等がある。土地・建設仮勘定・借地権・投資等を除いた償却資産には、原則として、減価償却が必要である。特に、有形固定資産については、長期にわたって使用される過程で、その価値が次第に減少する。しかし、この減価を正確に測定することは不可能である。そこで便宜上、一定の計算方法を定めて、償却資産の取得原価を、その使用される会計年度に規則的・継続的に、毎期、費用として配分するとともにその費用だけ、その固定資産の帳簿価額を減額させる手続きを減価償却という。つまり減価償却は、費用配分の原則によって、原価を負担する各年度に配賦する手続きである。

減価償却の目的は、費用の適正な期間配分とその固定資産への投資額の回収にある。

図表5 資金調達における減価償却費の推移

年 度	平成1年	平成2年	平成3年	平成4年
社 数	638社	637社	638社	654社
自己資金	22,361,274(46.3)	17,425,389(55.0)	16,566,174(83.6)	14,541,195(108.3)
内部留保	3,896,538(17.4)	3,915,531(22.5)	3,186,497(19.2)	1,436,706(9.9)
引当金	758,693(3.4)	801,959(4.6)	545,534(3.3)	196,331(1.3)
減価償却費	10,358,874(46.3)	11,088,987(63.6)	12,206,093(73.7)	12,615,350(86.8)
増 資	7,347,169(32.9)	1,618,912(9.3)	628,050(3.8)	292,808(2.0)
他人資金	25,929,664(53.7)	14,238,042(45.0)	3,247,570(16.4)	△1,114,111(△8.3)

出典：日本銀行「主要企業経営分析」日本銀行調査統計局 平成1～5年度より作成

図表5によると、資産調達に占める減価償却費の割合は、非常に大きい。バブル経済の崩壊による利益留保からの資金調達が困難であることを証明している。今後、ますます減価償却費による資金調達は、相対的に強まるであろう。

法人税法の減価償却制度の特質は、次のようである⁷⁾。

- (1) 任意償却制度である。
- (2) 償却費の最高限度額を設けている。
- (3) 償却方法を定型化している。
- (4) 耐用年数は、残存価額等を法定化している。
- (5) 特別償却制度を設けている。

2. 減価償却の計算要素

(1) 取得原価

企業会計原則は「貸借対照表に記載する資産の価額は、原則として、当刻資産の取得原価を基礎として計上しなければならない」(貸借対照原則五)と規定している。

有形固定資産の取得原価とは、資産の購入または製作のために要した費用に付随費用を加えた額である。この取得原価⁸⁾から残存価額を控除した額が、一定の方法により、当刻資産を使用する各会計期間に費用として配分されることになる。

固定資産の減価償却

取得原価は、その取得形態により、次のようになる。

図表6 取得原価の測定方法

1. 購入取得 = (購入代金 - 値引・割戻) + 付随費用
2. 自家建設 = 製造原価 + 稼働前の借入利息
3. 現物出資 = 発行価額 × 交付株式数
4. 交換取得 = 引渡資産の簿価又は時価
5. 贈与取得 = 公正な評価額 (時価)
6. 国庫補助金 = 取得原価 - 補助金相当額

(2) 耐用年数

耐用年数とは「有形固定資産を取得してから廃棄するまでの使用可能見積年数」である。耐用年数は、偶発的原価を除いた物質的減価と機能的減価の双方を考慮して決定されるべきであるが、一般的には、物質的減価を基礎にして、耐用年数を決定し、経済的減価によって短縮することになる。

本来、資産の耐用年数は、企業が独自に決定すべきものであろう。しかし、同種資産について耐用年数が、各企業でまちまちであれば、利益に差が出てくる。すると課税の公平という観点からも、損益計算の面からも問題がある。

そこで実務では、法定耐用年数すなわち「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(耐用年数表)を利用してはいる。

図表7 法定耐用年数表 (主要有形財)

番 号	区 分	種 類
別表第一	機械及び装置以外の有形減価償却資産	建物、建物附属設備、構築物、船舶、航空機、車両及び運搬具、工具・器具及び備品 etc. (全400種類)
別表第二	機械及び装置	機械及び装置 etc. (全394種類)
別表第三	無形減価償却資産	漁業権、水利権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権 etc. (全14種類)
別表第四	生物	牛、馬、豚、綿羊及びやぎ、かんきつ類、りんご樹 etc. (全45種類)
別表第五	汚水処理用減価償却資産	構築物、機械及び装置 etc. (全5種類)
別表第六	ばい煙	構築物、機械及び装置 etc. (全6種類)
別表第七	農林業用減価償却資産	構築物、電動機、トラクター、農具 etc. (全36種類)
別表第八	開発研究用減価償却資産	建物及び建物附属設備、構築物、工具、器具及び備品、機械及び装置 etc. (全7種類)
別表第九	償却率表	定額法、定率法、耐用年数、2～100年間の償却率
別表第十	残存割合表	残存価額
別 表	登録ホテル業	建物、建物附属設備、構築物、器具及び備品 etc. (全45種類)

出典：大蔵省「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」より作成

税法では、耐用年数経過後も、取得原価の20%までは課税される。

(3) 残存価額

残存価額とは、有形固定資産の耐用年数経過後に、その資産を処分する場合の見積処分価額である。

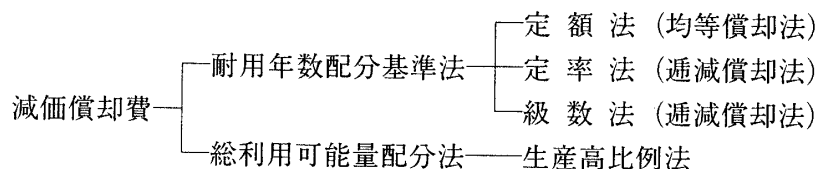
しかし、廃棄処分するのに多大の費用がかかることを考えれば、残存価額には問題がある。

税法では、原則として、有形固定資産の残存価額を取得原価の10%と規定しているが、耐用年数経過後も使用されるものについては、5%までの償却を認めている。また抗道及び無形固定資産の残存価額は0で、生物は種類に応じて5~50%である。

3. 減価償却の方法

減価償却の方法とは、帳簿価額を各会計年度にわたって均等に費用配分することである。この費用配分について、企業会計原則注解20は、次の4つの方法を示している。

図表8 減価償却費の計算方法



(1) 定額法

定額法とは、耐用期間中、每期均等額の減価償却費を計上する方法である。この方法によれば、その償却累計額および毎期末の帳簿残高をグラフで示すと直線になることから「直線法」とも言われる。

$$d = \frac{(c - s)}{n}$$

(d = 減価償却費、 c = 取得原価、 s = 残存価額、 n = 耐用年数)

(2) 定率法

定率法とは、耐用期間中、每期首未償却残高に一定率を乗じて減価償却費を計上する方法である。この方法によれば、初期ほど多額の償却を行い、その後、次第に減少するので「逓減法」ともいわれ、経済的減価が発生しやすい資産の償却に適している。従って、この方法は、時間の経過とともに修繕費が増加する有形固定資産に適用すると、毎期の費用負担を平均化する傾向がある。

$$d = (c - \Sigma d) \times \left(1 - n\sqrt[n]{\frac{s}{c}}\right)$$

(Σd = 減価償却累計額)

定額法が「取得原価」を基準とするのに対し、定率法は「未償却残高」を基準とする方法であり、投下資本の早期回収可能ならしめる長所があるといわれる。

図表9によると、減価発生の原因に関係なく、実務では、定率法の採用が大多数である。

固定資産の減価償却

図表 9 有形固定資産の減価償却方法

	1989	1988	1987
A. 定率法	211	209	206
B. 定額法	10	14	15
C. 定率法と定額法の両方併用	58	60	58
D. その他の償却方法も併用 ^(注)			
① 定率法、その他の方法	8	8	4
② 定率法、定額法、その他の方法	13	21	9
	17	17	21
合 計	300	300	300

(注) 1989年度のその他の償却方法としては、生産高比例法7社、取替法8社及び運航距離比例法2社である。取替法7社はいずれも鉄道会社である。

出典：英和監査法人編「会社の決算と開示」中央経済社 1990年

(3) 級数法

級数法とは、耐用期間中、每期一定の額を算術級数的に逡減した減価償却費を計上する方法である。この方法は、定率法の幾何級数的な逡減度合を緩和するために考えられたものである。税法では、認められていないので、一般的とは言えない。

$$d = (c - s) \times \frac{(n + 1 - t)}{n(1 + n) \times 1/2} \quad (t = \text{当初年度})$$

(4) 生産高比例法

生産高比例法あるいは利用高比例法は、耐用年数の代わりに、「総生産高・総利用時間・総走行距離」などを基準に、当期の生産高または利用高に比例して、毎期の減価償却費を計上する方法である。

$$d = (c - s) \times \frac{Ut}{U} \quad (U = \text{総利用可能量、} Ut = \text{実際利用量})$$

この方法の特徴は、当刻固定資産の減価がその操業度の増減に比例して発生することである。しかし、固定資産の総利用見積量が物理的に測定しうる場合に適合するので、適用される資産は、ごく限られたものとなる。

以上、4つの方法による初年度の減価償却費を計算すると、次のようである。

(条件：取得減価¥3,000,000、総利用高9,000時間、残存価額(取得減価の10%)、

第1年度利用高1,000時間、耐用年数15年、償却率(定率法)0.142、決算年1回

定率法 $d = 3,000,000 \times 0.142$ = 426,000 ¥426,000	比例法 $d = (3,000,000 - 300,000) \times \frac{1,000}{9,000}$ = 300,000 ¥300,000
級数法 $d = (3,000,000 - 300,000) \times \frac{15}{120}$ = 337,500 ¥337,000	定額法 $d = (3,000,000 - 300,000) \times \frac{1}{15}$ = 180,000 ¥180,000

V. 減価償却方法の変更事例

図表10で明らかなように、定率法を採用すれば、定額法を採用する場合に比べ、第1年度の減価償却は¥567,000も多く計上され、帳簿価額が、それだけ少なく表示される。つまり、それだけ利益が少なくなる。このことは利益処分における社外流出を少なくすることを意味する。

図表10 定額法と定率法による減価償却費の比較

年度	定 額 法			定 率 法		
	減価償却費	減価償却累計額	帳簿価額	減価償却費	減価償却累計額	帳簿価額
0			3,000,000			3,000,000
1	540,000	540,000	2,460,000	1,107,000	1,107,000	1,893,000
2	540,000	1,080,000	1,920,000	731,727	1,838,727	1,161,273
3	540,000	1,620,000	1,380,000	428,509	2,267,236	732,764
4	540,000	2,160,000	840,000	270,389	2,537,625	462,375
5	540,000	2,700,000	300,000	170,616	2,708,241	291,759

(貨物自動車：取得原価¥3,000,000、耐用年数5年、残存価額10%の場合)

新日本製鉄は、平成元年3月期決算期において、定額法から定率法に変更し、減価償却費の増加で約102億円の利益圧縮、日本航空39億円・相模鉄道12億円・京浜急行電鉄22億円、山陽国策パルプ39億円と税引前当期利益を減じている⁹⁾。更に、図表11に示すとおり、三菱瓦斯化学は税引前当期利益7億4千万円、日本鋼管24億3千万円、日本航空92億8千万円減少している。

図表11 減価償却費の増加と利益操作 (節税)

単位：円

会社名	決算期	当期減価償却費(増加額)	税引前後期利益(減少額)	同左×基本税率37.5%
三菱瓦斯化学	平成1年3月	880,000,000	740,000,000	277,500,000
日本鋼管	平成1年3月	2,785,000,000	2,431,000,000	911,625,000
日本航空	平成1年3月	—	9,281,000,000	3,480,375,000

出典：英和監査法人編「会社決算の開示」(企業会計別冊) 中央経済社 平成2年 P.51～52

注) 課税額は筆者の算出である。会社にとっては、この額が節税となる。

逆に、定率法から定額法へ変更したとすると、図表10(4年次)によれば、減価償却費は、次のとおりである。

$$d = (732,764 - 300,000) \times 1/2 \\ = 216,382$$

定率法での4年次の減価償却費は、¥270,389であるから、定額法との差額と同額の利益が増加することになる。このような方法で、「日本鋼管の費用負担軽減約200億円、川崎製鉄30億円・神戸製鋼所80億円の費用圧縮」を報じている¹⁰⁾。

VI. 継続性の原則と利益操作

「企業会計は、その処理の原則及び手続きを每期継続して適用し、みだりにこれを変更してはならない」（企業会計原則）と規定している。また企業会計原則注解3は、継続性の前提として「企業会計上継続性が問題とされるのは、1つの会計事実について2つ以上の会計処理の原則又は手続の選択適用が認められている場合」であり、その必要性を「このような場合に、企業が選択した会計処理の原則及び手続を每期継続して適用しないときは、同一の会計事実について異なる利益額が算出されることになり、財務諸表の期間比較を困難ならしめ、この結果企業の財務内容に関する利害関係者の判断を誤らしめることになる」と明らかにしている。又、変更の必要性について「従って、いったん採用した会計処理の原則又は手続は、正当な理由により変更を行う場合を除き、財務諸表を作成する各時期を通じて継続して適用しなければならない」と述べている。「正当な理由」とは、①法令等の改正による場合 ②経済環境の著しい変動による場合 ③企業内部の変動の場合 ④会計処理又は手続についての新方法が開発された場合などである。

更に、継続性の変更について「なお、正当な理由によって、会計処理の原則又は手続きに重要な変更を加えたときは、これを当刻財務諸表に注記にしなければならない」としている。この注記の方法については、財務諸表規則¹¹⁾や計算書類規則¹²⁾にも明記されている。「正当な理由・重要な変更・注記」すれば、利害関係者に対して真実な会計報告を保証することにはなろう。

日本公認会計士協会も「正当な理由にもとづく会計処理の原則又は手続きの変更について¹³⁾」で、継続性の原則についての判断基準を示している。

法人税法施行令は、会計年度の開始日前に「減価償却資産の償却方法の変更承認申請書」を税務署長に提出し、承認を受けなければならないし、合理的な理由がない限り、「3年間は変更は認められない」と規定している。

VII. 結 論

会社が、いかなる会計処理を採用するかは、全く任意である。つまり会社は「費用配分・税金対策・資金調達」等の立場から、相対的な真実を報告すればいいのである。しかし、いったん採用した会計処理の方法は、正当な理由がない限り、原則として継続して採用しなければならない。

税務対策として「定額法から定率法への変更」や、融資対策として「定率法から定額法への変更」は、利害関係者の立場からすれば、利益操作といわざるを得ないのではなからうか。

利益操作とは「特定の目的のために、利益を過大あるいは過小に表示すること」である。利益の過大計上は、粉飾決算であり、この意図は融資や経営者の失敗や不正の「粉飾」である。逆の場合は、節税のために行われる場合もあろう。この利益操作による蝸配当や利密積立金をなくすためには、経営者の倫理と外部監査の強化に期待する以外に方法はない。しかし、日本監査役協会は「社外監査役の50%が関連会社出身であり、“独立した立場で異なった経営をチェックする”という商法の趣旨が生かされているのかどうか。また、社外監査役制度の運用について、企業の裁量の余地が大きい。この傾向は今後も見られる¹⁴⁾」と述べている。

利益操作の方法は、多種多様であるが、この減価償却費の計算方法の変更も、合法的とは言え、利益を左右する。もちろん、この変更が、相対的な真実である限り問題はない。しかし利

益操作であることに違いない。配当政策や積立金政策による利益の社内留保と減価償却費の計上は自己金融の一環として行われているのが実情である。つまり減価償却費は、未処分利益を積立金として保留するのと同じ効果をもつことになる。

継続性の原則の目的は、①期間比較の容易性 ②期間利益操作の防止 ③利害関係者の利害損失の調整であり、厳しく守られなければならないが、運用性においては、多くの問題を含んでいると言える。

注

- 1) 番場嘉一郎編「会計学大辞典」中央経済社 平成5年 P.360
- 2) 法人税法施行令第133条「内国法人がその事業の用に供した減価償却資産で、前条第1号に規定する使用可能期間が1年未満であるもの又は第54条第1項各号(減価償却資産の取得価額)の規定により計算した取得価額が20万円未満であるものがある場合において、その内国法人が当刻資産の当刻取得価額に相当する金額につきその事業の用に供した日の属する事業年度において損金経理をしたときは、その損金経理をした金額は、当刻事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。
- 3) 企業会計原則・第三貸借対照表原則4-1-B
- 4) 法人税法施行令第13条「減価償却資産の意義に規定する政令で定める資産は、たな卸資産、有価証券及び繰延資産以外の資産のうち次に掲げるもの(事業の用に供しないもの及び時の経過によりその価額の減少しないものを除く)とする」として、具体的に列挙している。所得税法第2条19「減価償却資産 不動産所得若しくは雑所得の基因となり、又は不動産所得、事業所得、山林所得若しくは雑所得を生ずべき業務の用に供される建物、機械及び装置、船舶、車両及び運搬具、工具、器具及び備品、鉱業権その他の資産で償却をすべきものとして政令で定めるものをいう。
- 5) 法人税法施行令第132条「内国法人が、修理、改良その他いずれの名義をもってするかを問わず、その有する固定資産について支出する金額で次に掲げる金額に該当するもの(そのいずれにも該当する場合には、いずれか多い金額)は、その内国法人のその支出する日の属する事業年度の所得の金額計算上、損金の額に算入しない」
 - ① 「当刻支出する金額のうち、その支出により、当刻資産取得の時ににおいて当刻資産につき通常管理又は修理をするものとした場合に予測される当刻資産の使用可能期間を延長させる部分に対応する金額」
 - ② 「当刻支出する金額のうち、その支出により、当刻資産取得の時ににおいて当刻資産につき通常管理又は修理をするものとした場合に予測されるその支出の時ににおける当刻資産の価額を増加させる部分に対応する金額」更に法人税取扱通達7-8-1参照
- 6) 法人税取扱通達7-8-2「法人がその有する固定資産の修理、改良等のために支出した金額のうち当刻固定資産の通常維持管理のため、又は災害等によりき損した固定資産につきその現状を回復するために要したと認められる部分の金額が修繕費となるのである」更に同7-8-3~7-8-7参照
- 7) 小川・小澤編「税務会計の基礎」創成社 1991年 P.83
- 8) 法人税法施行令第54条 1. 購入した減価償却資産 2. 自己の建設、製作又は製造に係る減価償却資産 3. 自己が育成させた動物 4. 自己が成熟させた果樹 5. 合併により受け入れた減価償却資産 6. 出資により受け入れた減価償却資産 7. 前各号に規定する方法以外の方法により取得した減価償却資産(参照)
- 9) 日本公認会計協会「企業会計調査資料-継続性の変更事例-」JICPA ジャーナル No.413 P.68
- 10) 日本経済新聞 1987年3月17日付
- 11) 財務諸表規則第8条3「会計方針を変更した場合には、次の各号に掲げる事項を前条による記載の次に記載しなければならない。(1)会計処理の原則又は手続を変更した場合には、その旨、変更

固定資産の減価償却

の理由及び当刻変更が財務諸表に与えている影響の内容」同8条4「貸借対照表日後、当刻会社の翌事業年度以降の財務状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす事象が発生したときは、当刻事象を注記しなければならない」

- 12) 株式会社の貸借対照表又は損益計算書、営業報告書及び附属明細書に関する規則（計算書類規則）第3条2「貸借対照表又は損益計算書（同第46条）に記載しなければならない。
- 13) 日本公認会計士協会・監査委員開放第20号三「正当な理由」にもとづく変更か否かを判断する場合の留意すべき事項について（1）変更の理由が一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に照らして明らかに妥当であるかどうか。（2）変更が利益操作を目的としているかどうか。（3）変更が短期間に反復して行われているかどうか等、具体的に規定している。
- 14) 日本経済新聞「社外監査役 5割が関連会社出身“親会社から”は2割」によると、「社外監査役のうち、グループ会社51%（この内訳：親会社20%、子会社・関連会社17%、当刻企業6%、その他8%）、グループ以外49%（内訳：弁護士・会計士23%、生保・銀行出身16%、官公庁出身3%、その他7%）である」1994年8月16日付
なお、朝日新聞「粉飾決算が186億円」によると、「太陽鉄工の旧経営陣が、1991年から3年間186億円の粉飾決算による違法配当が行われた」と報じられているが、監査役の実責任でもあろう。

参 考 文 献

1. 伊藤・醍醐；田中編「現代の企業決算」中央経済社 平成5年
2. 熊野・永井監「会社決算実務」日本実業出版社 昭和61年
3. 高木泰典「財務会計論」税務経理協会 平成6年
4. 鈴木敬治他「勘定科目別決算処理の実務」中央経済社 昭和63年
5. 武田隆二編「営業報告書・計算書類の総合分析と事例」中央経済社 昭和59年